

令和7年第2回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和7年2月13日（木）午後1時30分～午後2時00分

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

【教育長】 児島 靖

【委員】 河合 香吏

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 向 文緒

【事務局】 教育部長

森本 邦博

いきがい創生部長

塚本 滋

教育総務課長

中山 一徳

同 課長補佐

田之上 愛子

同 担当主査

砂田 恭平

同 主任

倉知 美香

学校教育課長

前原 敦

同 主幹

梶田 英男

同 指導主事

湯浅 公

同 課長補佐

山崎 俊介

学校給食課長

加藤 純也

文化財課長

北野 将好

野外教育センター所長

生倉 勉

同 主幹

坂野 年伸

いきがい推進課長

大野 利重

文化スポーツ振興課長

田中 芳樹

図書館長

四ツ倉 光一

4 議 題

(1) 「県民の日学校ホリデー」の実施について

(2) 校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準の改正について

(3) 教職員等の処分について

5 議事概要

教育長

本日の傍聴者はなし。

教育長

春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、河合委員を指定。

教育長
(報告事項)

節分と立春が過ぎ、暦の上では春になったが、寒い日が続いている。しかし、徐々に日差しが強くなり、日が当たるときには温かく感じる日も出てきた。18日は、寒さが次第にゆるみ、雪が雨に変わると言われる「雨水」である。昔から春の耕作を始める目安ともされていたそう。今朝、落合公園の梅を見てきたが、つぼみが膨らみ、間もなく咲きそうであり、一步ずつ春に近づいている。

愛知県にインフルエンザ警報が出ているが、感染者数は少なく、現在学級閉鎖をしている学校はない。3学期になってからの学級閉鎖も例年に比べると少なく、小学校6校8学級である。

1月27日には、愛知県議会議員の教育・スポーツ委員会の11名と愛知県教育委員会事務局の12名が、高森台中学校にICT教育の視察に来た。春日井市が現在取り組んでいる、1人1台端末とクラウドを活用した「個別最適な学び」、「協働的な学び」について、授業を見ていただくとともに説明をさせていただいた。こどもたち一人ひとりが自分で考え主体的に学んでいく姿に驚いていた。

今年度の卒業式は、中学校が3月7日、小学校が3月19日である。卒業式は、昨年度同様、退職する校長先生の学校を優先に、市長、副市長、教育長が参列する。卒業生、保護者にとって厳粛の中にも温かみのある卒業式を行うよう各学校に話をした。無事に終わることができるよう万全の体制を取っていく。

春日井市教職員研究論文の表彰式は、毎年2月に行っていたが、今年度から募集を遅くしたため、年度明けての7月に行う予定である。なお、愛知県の優れた研究論文レポートに送られる「あいち教育賞」では、昨年度に続き、今年度も市内の教員が優秀賞を受賞した。

現在、各学校では、本年度の取組について自己評価をし、来年度の構想を練っているところである。校長会議などを通して、児童生徒や地域の実態に合った教育活動を進め、学校経営の重点目標をより具体的に示すよう指示した。

教育長	「議題(3) 教職員等の処分について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きを適用して非公開とすること及び審議の順序を入れ替えることを提案。
教育長	議題(3)について、採決の結果、全員一致で「非公開」及び審議の順序を参考資料説明後にすることを決定。
教育長	1 議題 (1) 「県民の日学校ホリデー」の実施について
学校教育課主幹、学校教育課長	資料に基づき「『県民の日学校ホリデー』の実施」について説明。
向委員	県民の日学校ホリデーに開館した施設は、保護者や児童生徒にどう案内したのか。
学校教育課長	ホームページと広報春日井に掲載した。
向委員	各家庭に配付する資料では案内していないということか。
学校教育課長	令和6年度は、案内のチラシ等は作成していない。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(2) 校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準の改正について
学校教育課長	資料に基づき「校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準の改正」について説明。
向委員	現行の許可基準(4)は、改正後は削除ということか。
学校教育課長	現行の(4)は、改正案の(5)の内容と重なるため削除している。

向委員	改正案の(5)の内容と重なるということか。文言としては重ならないが、「小学校 5 年生以上及び中学校 2 年生以上」ということか。
学校教育課長	改正案の(5)は、小学校 5 年生と中学校 2 年生が 3 学期の途中で住所を異動したときは、卒業まで従前の学校へ就学可能としている。現行の(4)は、小学校 6 年生と中学校 3 年生は、学期途中で住所を異動しても卒業まで従前の学校へ就学可能としており、そこが重なるため、現行の(4)を削除した。
向委員	改正案の(5)は、「小学校 5 年生及び中学校 2 年生で」となっている。「小学校 5 年生及び中学校 2 年生の 3 学期以降で」ということならわかるが、この表記のまま、本当に現行の(4)を削除して大丈夫なのか。
学校教育課長 補佐	現行の(4)は、例えば小学校 6 年生や中学校 3 年生が 1 学期の途中で住所を異動しても学年末まで従前の学校へ就学可能とするという内容で、現行の(5)は、その他の学年は、住所を異動したその学期末まで従前の学校へ就学可能とするという内容だった。この(4)(5)を合わせて改正案の(4)にしている。
向委員	それは理解しているが、本当に大丈夫なのか。
竹田委員	改正案の(5)は、「小学校 5 年生及び中学校 2 年生『で』」と書いてあるので、小学校 6 年生や中学校 3 年生はこれに含まれないのではないかということである。
学校教育課長 補佐	改正案の(4)は、小学校 5 年生も小学校 6 年生も 1 学期が始まった後に住所を異動した人は全員がその学年末まで引き続き従前の学校へ就学できるということであり、現行の(4)は、改正案(4)でカバーされる。改正案の(5)は、認定期間が 1 年を超える場合である。取り扱い基準では、基本的に認定期間は 1 年を超えないが、現行の(6)は、1 年を超える期間を認めていた。改正案(5)の小学校 5 年生及び中学校 2 年生の 3 学期が始まった後に住所を異動した人は、卒業まで従前の学校に就学できるようにし、現行の(6)に引き続き、1 年を超える期間を認めるという趣旨である。改正案の(4)は、年度途中であれ

	ば誰でも、その年の年度末まで従前の学校に就学できるという内容である。現行の(6)及び改正案の(5)は、1年を超える許可を認めるものであり、現行の(4)と(5)及び改正案の(4)については、1年を超えない範囲で学年末まで認めるという趣旨になる。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。 ○参考資料について
浅井委員	19 ページの「自分を知り理想の結婚を叶える講座」が中止になっているが、中止の理由は何か。
いきがい推進課長	申し込みの人数が少なかったためである。
浅井委員	中止にする人数の基準はあるのか。
いきがい推進課長	講師発掘・登用事業は、定員10人以上で行っている。講座の内容や講師の先生との協議によって、10人以下でも5組以上申し込みがあれば実施することとしていたが、今回はそれを下回る申込みであったため中止にした。
河合委員	8 ページのスクールサインの投稿件数で、教師に関する中学生からの投稿件数が、12月には10件となっている。急に増えたと思うが何かあったのか。
学校教育課主幹	特に何かあったということではないと思う。小学生も10月に8件投稿がある。最近、教師の指導に対する書き込みが増えている。本当にこどもを傷つけるような内容なのか、適切な指導だったのかということは各校に問い合わせ確認している。気になる点があれば、必ず改めるように指導している。
河合委員	12月だと中学校3年生は進路決定もあるので、ゴタゴタしてしまうと大変だと思うがどうなのか。

学校教育課主幹	進路に関わるような内容ではない。
河合委員	32 ページの図書館の3月事業計画で、「紙芝居とお話を聞く会」の開催日が書いていないが、開催しないということか。
図書館長	図書館は、3月1日、5日、8日、12日、15日、19日、22日、26日に開催する。また、図書室については、坂下公民館は1日、高蔵寺ふれあいセンターは8日、中央公民館とグリーンパレス春日井は15日、南部ふれあいセンターは19日に開催する。 資料については、次月から掲載するよう修正する。
学校教育課主幹	前回の定例会での質問について回答する。全国学力学習状況テストの経年変化分析調査や保護者調査は来年度以降も行わないのかということについて、「今後のC B T化の工程表（案）」の一番下の欄に記載のとおり、本調査は抽出校のみの調査であり、令和3年度から対象校を統一して、3年に1度程度、一括して実施しているため、来年度は実施しないということである。今年度、経年変化分析調査を抽出で行ったが、半数は紙面調査で、半数はC B Tによる調査だった。次回の令和9年度は、抽出校すべてがC B Tによる調査となる予定である。一方で、今後は、しっかい調査そのものがI R T（項目反応理論）を活かして行うことが予定されている。I R Tを活かした調査では、幅広く出題することが可能になり、得られるデータの幅が広がるため、そのデータを利用することで、各教育委員会及び学校においても、年度をまたいで児童生徒の学力の比較をすることができると言われている。I R Tが実際どういうものなのかはやってみないとわからないため、今後検証していくことになる。
教育長	2 議題 (3) 教職員等の処分について 採決のとおり非公開とする。

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和7年3月12日

教育長 児島 靖

署名人 河合 香吏